

○財務省告示第百三十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年三月二十一日に発行した割引短期国
債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年四月六日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 国庫短期証券（第二百六十六回）

二 発行の根拠の法律及びその条項 東日本大震災からの復興のため
の施策を実施するために必要な
財源の確保に関する特別措置法
（平成二十三年法律第百十七号）

三 振替法の適用等 第六十九条第一項及び特別会計
に関する法律（平成十九年法律
第二十三号）第四十六条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

七
払
込
金
額

行争非者特国
入価・別債
札格第参市
発競 I 加場

円 てき第財の東額引一會千にに措必のう億額
、発十源施日で短項計四つ基置要たち七面
額行十九確を大本九期のにに九てき第財の東、千金
面した条保実震六十二つ基法関す十五、行十の策施日円
額割第一関するたの復興のた
で引項のるため別に措置法な
千短期の規別に措置法な
五百国債に基
十四に基
十一億

額九百六十二億五千万円
引短期債に基
一項の規
計に
四に
つに
基に
置に
法に
関に
する
十五億
、十
行十
の九
策十
施九
日十
本十
大十
震十
災十
から
の五
復五
興千
の万
た円
必に
要に
な

六
イ
発

入価
札格
発競
行争
額

行争非者特国
入価・別債
札格第参市
発競 I 加場

込募各当も各
み限国ての申
の度債るか込
応額の市場。らみ
募額の範特のう
額を囲別。ち
割りに参加者ごとの
りにおいて各申
当て。各申
て。各申

五
イ
方募
入
決
定
の

入価
札格
発競
行争
額

入
決
定
の

十 五	十 四	十 三		十 二						十 一	十 一	九	八								
入 札 参 加	場 所	元 金 支 払	償 還 金 額	償 還 期 限	争 入 札 発 行	非 格 格 競 争	者 第 I 加	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	発 行 価 格	振 替 単 位	最 低 額 面 金	争 入 札 発 行	非 格 格 競 争	者 第 I 加	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争
財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額 百円につき百円	償還金を支払う。	平成二十五年三月二十一日				十額九銭七厘	募価額百円につき九十九円八	十額九銭六厘以上	額面金額百円につき九十九円八	平成二十四年三月二十一日	千円	七千五百三十九億四千二百二十七万					七千五百三十九億四千二百二十七万	二兆三千四百三十三億五千九百	

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行
額面金額
百円につき百円
償還金を支払う。
その翌営業日に
償還するときは、その翌営業日に
ただし、償還期が銀行休業日に
平成二十五年三月二十一日

十額九銭七厘
募価額百円につき九十九円八
十額九銭六厘以上
額面金額百円につき九十九円八

平成二十四年三月二十一日
す。整数倍の金額によるものと
の記載又は記録は、最低額面金
の記載又は記録は、最低額面金
振替法の規定による振替口座簿

千円
七千五百三十九億四千二百二十七万

七千五百三十九億四千二百二十七万
二兆三千四百三十三億五千九百

十六

者

込期日

平成二十四年三月二十一日